

議第154号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 18 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例（昭和24年滋賀県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第46 (11) の項ア中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。

別表第55 (20) の項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第3条第1項」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項」に改める。

付 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日から施行する。